MASUKO P&P NEWS

第 66 回

ヤングケアラー支援宣言をしました。

埼玉県庁の HP で宣言内容が公開されています。
ヤングケアラーへの支援について日本は出遅れており、
まだ支援内容が確立していません。
もっと多くの人たちがこの社会問題について考え行動することで、支援の方法が見つかってくると思います。
私たちはそのお手伝いをしていきたいと思っています。

ケアラー支援宣言について

1　目　　的
　ケアラー（ヤングケアラー含む。以下同じ）への理解を広く求めるため、県が行う啓発活動を通じ、賛同いただける団体等にケアラー支援宣言をしていただき、ケアラーを社会全体で支える機運を醸成すること及び多様な主体による幅広い連携を図ることを目的とする。

2　協力内容
　ケアラー支援宣言は、賛同する団体等が、ケアラー支援について、協力することが可能な活動について実施するものとする。

3　宣言書等
　本制度の目的に賛同する団体等は、宣言書を県に提出することとする。

4　公　　表
　県は、宣言書を提出した団体等の協力内容について、県のＷＥＢサイト等で公表する。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです
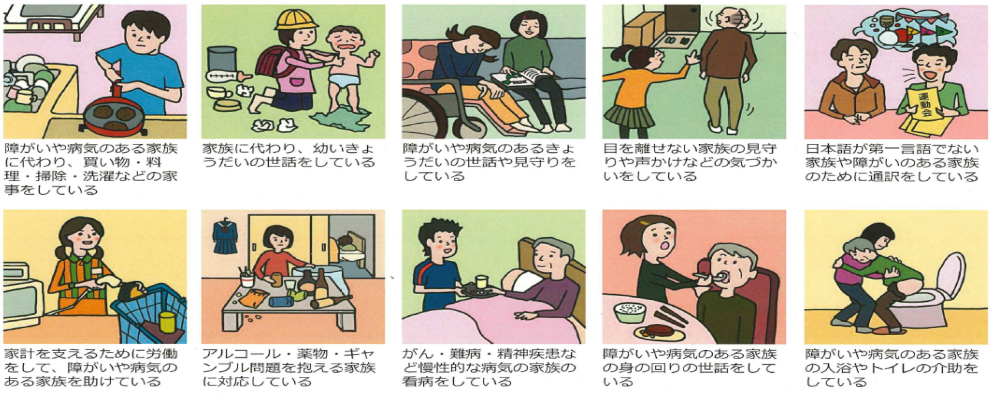
家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。